

<女性活躍推進法>

労働力人口減少が想定される中、人材の多様性を確保することが不可欠であり、中でも女性の活躍推進が重要と考えられるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2026年3月31日までの2年間
2. 目標と取組内容、実施時期

目標1：性別にとらわれない採用を継続し、新卒・中途採用に占める女性の割合を15%以上とする

<取組内容>

- 2024年4月～
 - ・ホームページや各種求人において女性社員の活躍ぶりを積極的に紹介する。
(魅力ややりがいなどの情報発信)
 - ・教育現場との連携。現場見学会やインターンシップ受入、出前講座などの実施
 - ・技術系職種に女性リクレーターを登用し、応募者の職種拡大を図る

目標2：女性社員のキャリア形成を支援し、女性が活躍しながら働き続けられる雇用環境の整備に取り組む

<取組内容>

- 2024年4月～
 - ・育児短時間制度の拡充
 - ・子の看護休暇、所定労働時間外勤務・深夜業の制限制度の拡充
 - ・女性の定着と職域拡大を目指し、将来キャリアの意向等について女性社員と意見交換を実施、育成施策の検討を行う

目標3：有給取得率を70%以上とする

<取組内容>

- 2024年4月～
 - ・有給休暇取得状況を定期的に確認をし、所属部門と連携をしながら未達成者のフォローを実施する
 - ・年間休日カレンダーに有給奨励日を設定し、取得の促進を図る

以上